

熊本市小学校英語教育研究会

令和6年度総会資料

会順

- 1 会長挨拶
- 2 会員・事務局組織
- 3 年間計画
- 4 研究部提案
- 5 会則
- 6 連絡



✿実践発表✿

出水南小学校 横手佳菜子先生

『子どもたちが主体的に学びに向かう授業デザイン』

～パフォーマンス課題×言語活動×デジタル教科書～』

令和6年6月19日(水) 17:30～

オンライン開催

会長挨拶

皆様、こんにちは。熊本市小学校英語教育研究会の会長を今年度から務めます岡田実と申します。本研究会会員の皆様方のご協力を賜りながら、研究会の充実・発展を通して熊本市の子どもたちのコミュニケーション力（資質・能力）育成ために取り組んでまいります。どうぞ、これからも皆様方のお力をお貸しください。

熊本市小学校英語教育研究会は、平成22年度に熊本市小学校外国語活動研究会として発足して以来、小学校外国語教育に熱い思いを持った会員を中心に、活発に研究を進めてまいりました。そして、昨年度は、本会の諸先輩方の連綿たる、その熱い思いを昨年度までの会員の皆様が受け継ぎ、第19回全国小学校英語教育実践研究会（熊本大会）を実りある学び多き大会として成功裏に終わらせることができました。これもひとえに子どもたちにコミュニケーション力（資質・能力）を育みたいと熱い思いを抱いてこられた皆様のご尽力の賜物です。ここで、改めて感謝申し上げます。

今後とも、毎年行われる3学期の熊本市小学校授業研究会や毎月の本会の学習会を中心に、昨年度までの取組を生かし、熊本市の小学校外国語教育実践の発展に寄与することを目指していきます。そこで、様々な学びの機会において、以下の4点を共有していきながら、子どもたちへのコミュニケーション力（資質・能力）育成のための、教育実践の向上をしていきたいと考えます。

その前置きとして、令和2年度から小学校で全面实施となった現行の学習指導要領の外国語及び外国語活動では、小学校、中学校、高等学校の外国語教育を貫く、コミュニケーション力（資質・能力）育成が謳われています。この教育理念を正しく理解し、深く認識することにより、私たちの外国語教育実践を向上させたいと考えます。

1つめは「言語活動」についてです。現行の学習指導要領から、外国語教育における「言語活動」とは、「外国語を用いてお互いの考えや気持ちを伝え合う活動」のみとなりました。この定義では、単なる、単語や語句、文等のリピートやパターン・プラクティスなどは言語活動ではなくなりました。このことを踏まえた「言語活動」が、できれば質・量共に、授業の8割を占める授業づくりを模索していかなければならないと考えます。

2つめは「コミュニケーション力（資質・能力）」についてです。単的に言えば、コミュニケーション力とは英語（外国語）力ではありません。すなわち、英語（他の言語でも同様に）の単語力や文法力（併せて言語能力）は、コミュニケーション力（資質・能力）と同義ではありません。言語能力に併せて、談話能力、社会言語的能力、方略的能力の4つの構成要素からなるのがコミュニケーション力（資質・能力）です。「コミュニケーション力（資質・能力）は、コミュニケーションを図っている最中にしか培われない。」という考えを土台として、私たちは、外国語・外国語活動の授業を、決して座学ではない、言語活動（コミュニケーション活動）の授業を実践していく必要があります。

3つめは「指導と評価の一体化」についてです。単的に言えば、このキー・ワードは、「指導改善による学習改善」です。そのために評価を活用します。子どもの個人内評価も含めた観点別学習状況の評価等を踏まえて、授業者は指導改善に努め、学習者の学習改善となるようにしなければなりません。「指導と評価の一体化」の正式名称は、「PDCAサイクルを軸とする目標に準拠した指導と評価の一体化」です。一人一人の子どもたちの学習状況から得た評価を授業者自身の指導改善に生かさなければなりません。そして、このPDCAサイクルを繰り返し、指導改善を続け、子どもたちの学習改善につなげていけるように取り組んでいく必要があります。

4つめは「小中連携」についてです。日本の外国語教育は今や、小学校の外国語教育をベースに展開しています。中学校での外国語教育が、このことを踏まえて実践（改善）されていくことを願っています。そして、そのためには、小学校の授業を中学校関係者に公開していく必要があります。

最後に、「小学校でしかできない、小学校ならではの、小学校文化に根差した外国語教育（多くの教科等を一人で教える小学校の担任が、その経験をもとに、児童の他教科等での学びを活用して展開する外国語教育）」を胸に日々の授業実践に取り組みながら、本会で縁あってご一緒になる皆様と、日々の授業実践を共有して、授業の悩みなどを語り合い、新たに元気と希望をもらう会となるよう祈りながら挨拶といたします。

令和6年6月

熊本市小学校英語教育研究会
会長 岡田 実
(熊本市立御幸小学校 校長)

令和6年度熊本市小学校英語教育研究会 会員名簿(6月17日現在)

【会長/副会長】

役名	氏名	勤務校
会長	岡田 実	御幸小
副会長	杉本 誉弘	城南小

【会員】

東			
No	氏名	勤務校	学年等
1	星合智史	画図小	外専
2	高山康一郎	西原小	外専
3	吉永早紀	託麻東小	外専
4	石加貴子	桜木小	外専
5	瀧上愛	桜木小	6年
6	栗田和幸	月出小	4年
7	杉本大樹	健軍東小	3年
8	高田美里	長嶺小	外専
9	佐々木俊介	西原小	5年
10	田中ゆかり	健軍東小	6年

西			
No	氏名	勤務校	学年等
1	田代吏美	城西小	外専
2	牧住竜成	花園小	5年
3	木村琴子	白坪小	特支
4	多森萌黄	中島小	2年
5	渡邊健太	白坪小	1年
6	江藤展	花園小	教頭

【事務局】

役名	氏名	勤務校
事務局長	水上里実	碩台小
副事務局長	北森麻衣子	桜井小
副事務局長	清水佳代	帯山小
副事務局長	養手浩平	隈庄小
研究部長	和田彩	御幸小
副研究部長	菊池和佳子	田迎西小
研究部(東)	吉永早紀	託麻東小
(西南)	田原敬直	杉上小
(中央北)	東田志帆子	城東小
情報担当	佐々木俊介	西原小
会計	西典子	力合西小
監査	鳥井京香	託麻原小
監査	瀧上愛	桜木小

中央			
No	氏名	勤務校	学年等
1	宮崎寛子	碩台幼	園長
2	水上里実	碩台小	3年
3	東田志帆子	城東小	5年
4	鳥井京香	託麻原小	5年
5	清水佳代	帯山小	5年
6	池田貴美隆	出水南小	6年
7	井手麻衣	出水南小	6年
8	出口紗矢香	出水南小	4年
9	福富紗矢華	出水南小	専科
10	藤本祥太	出水南小	5年
11	久野真穂	出水南小	特支
11	前山丹那	出水南小	4年
12	横手佳菜子	出水南小	外専
13	川添詩絵里	託麻原小	6年

南			
No	氏名	勤務校	学年等
1	宮崎恵津子	川尻小	教頭
2	江上圭子	御幸小	外専
3	坂田由美	御幸小	6年
4	和田彩	御幸小	3年
5	渡辺恭平	御幸小	6年
6	角英樹	飽田東小	2年
7	松浦史織	富合小	外専
8	田原敬直	杉上小	6年
9	有水結友実	隈庄小	6年
10	養手浩平	隈庄小	3年
11	菊池和佳子	田迎西小	6年
12	前田陽子	力合小	外専
13	前田朗子	飽田東小	4年
14	菅美里	隈庄小	4年

【県小英研】

役名	氏名	勤務校
会長	阪本雅弘	麻生田小
副会長	大河内浩貴	一新小

【アドバイザー】

指導課	宮本 和彦
指導課	浅井 弘美
教育センター	清田 旭
教育センター	園田 恭大
教育センター	榎原 圭子

北			
No	氏名	勤務校	学年等
1	渡邊環子	武蔵小	3年
2	北森麻衣子	桜井小	外専
3	岩崎由美	清水小	3年
4	古川真帆	西里小	6年
5	木下尚子	武蔵小	2年

市外			
No	氏名	勤務校	学年等
1	福永真紀子	附属小	3年

総人数 58人

令和6年度 熊本市小学校英語教育研究会 年間計画(案)

月	日	曜日	開始時刻	場所	年間計画	主な内容	担当	その他
4					・研究会組織案作成		・会長・事務局長	
5	9~	月			・会員募集	・案内作成 ・名簿作成	・事務局長 ・事務局長	
6	5	水	17:30	碩台小	・第1回運営委員会	・総会準備 ・総会案内(Teams)	・事務局長	
	19	水	17:30	オンライン	・総会	・年間計画提案 ・研究部提案 ・実践発表	・事務局長 ・研究部長 ・横手佳菜子先	
7	16	火	17:30	オンライン	・第1回学習会(県と合同学習会)	お悩み相談テーマ「単元構想について」	・副事務局長	
8				オンライン	・ブラッシュアップイングリッシュセミ ・第2回運営委員会	・第2回学習会計画	・事務局長	
9			17:30	オンライン	・第2回学習会(県と合同学習会)	・県大会授業者を囲んで(指導案検討)	・研究部長	
10				帯山小 ハイブリット	・第3回運営委員会 ・第3回学習会(県と合同学習会)	・第3回学習会計画 ・県大会授業者を囲んで(模擬授業)	・事務局長 ・研究副部長	九州大会18・19日 小英研県大会11日 中英研県大会24日
11				御幸小	・第4回運営委員会 ・授業研事前研全体会	・授業研事前研計画	・事務局長 ・事務局長	
12				各会場校	・第1回授業研事前ブロック研		・各ブロック長	
1	30	木	13:30受	各会場校 各会場校	・第2回授業研事前ブロック研 ・小学校授業研究会		・各ブロック長	
2	?	金 土		大分県 さいき市	・全国大会			
					・第4回学習会、総会 ・反省と志向		・事務局長 ・事務局長	
3					・来年度の引継		・事務局長	

令和6年度熊本市小英研 研究部提案について

1 研究主題

主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする児童の育成
～互いの考えや気持ちを外国語で伝え合う授業の創造を通して～

2 研究主題について

(1)「主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする児童」の具体像

本研究における目指す児童の主体的な姿とは、思考を働かせながら獲得した知識及び技能を生かし、自ら設定した課題解決に向けて、見通しをもって、言語活動に粘り強く取り組む姿である。また、その粘り強い取組を行う中で、試行錯誤しながらも自らの学びを調整し、目的や場面、状況等に応じたコミュニケーションを図る姿である。

(2)「互いの考えや気持ちを外国語で伝え合う授業の創造」の具体像

小学校外国語教育における言語活動とは、「実際に英語を用いて、互いの考えや気持ちを伝え合う」活動である。本研究では、児童が自ら言語活動に意欲的に取り組むことができるように、指導者が様々な工夫を考え、授業を創造していくことを目指していく。

3 研究の仮説

外国語でコミュニケーションを図る必然性のある言語活動を取り入れた学習過程や指導と評価の一体化の方法及び学年間や他教科等とのなめらかな接続・連携を工夫すれば、児童が外国語で伝え合う意欲を高め、主体的に学習に取り組む態度が育成されるであろう。

4 研究の視点

(1) 外国語でコミュニケーションを図る必然性のある言語活動を取り入れた学習過程の工夫

- ・児童が取り組みたくなる課題設定の工夫
- ・単元など内容や時間のまとまりを見通した授業づくり
- ・目的・場面・状況等を意図した必然性のある言語活動の設定

(2) 指導に生かす評価の工夫

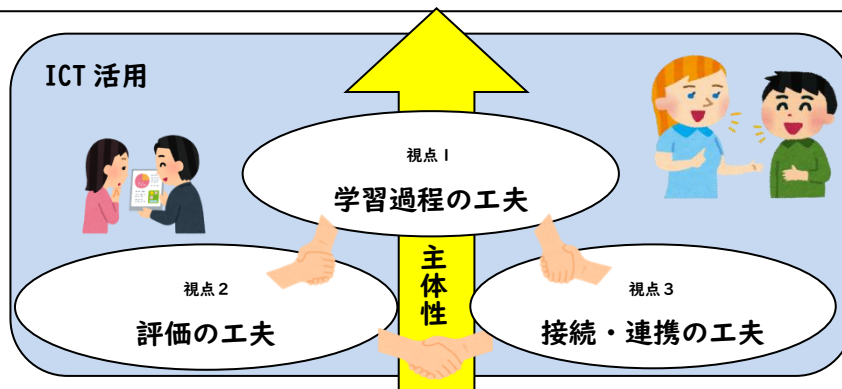
- ・児童が自分の学びを実感する振り返りと（教師、児童から児童への）フィードバック、および評価を指導者の指導改善に生かす工夫
- ・高次の学力を見取るルーブリックなどの作成と活用

(3) なめらかな接続・連携の工夫（外国語活動から外国語科へ・中学年から高学年へ、小学校から中学校へ）

- ・学習内容、学習方法、教材の系統性、および児童の学びの指導者における共有
- ・他教科等や単元間等の横断的な学習の充実
- ・児童が既習事項を駆使し、自らの言語活動に活用できるような指導の工夫
- ・学習者用デジタル教科書等のタブレットを活用した個別最適な学びとコミュニケーション活動等の協働的な学びの一体的な充実

5 構想図

主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする児童の育成
～互いの考えや気持ちを外国語で伝え合う授業の創造を通して～



【仮説】外国語でコミュニケーションを図る必然性のある言語活動を取り入れた学習過程や指導と評価の一体化の方法及び学年間や他教科等とのなめらかな接続・連携を工夫すれば、児童が外国語で伝え合う意欲を高め、主体的に学習に取り組む態度が育成されるであろう。

熊本市小学校英語教育研究会会則（案）

第１章 総 則

第1条 本会は、熊本市小学校英語教育研究会（略称・市小英研）と称する。事務局は会長もしくは事務局長**所属**の学校に置く。

第2条 本会は、熊本市小学校の英語教育に**関心**のある職員ならびに本会の趣旨に賛同する人によって構成する。

第２章 目的及び事業

第3条 本会は、会員の英語教育に関する識見と指導力の向上をめざして、熊本市小学校英語教育の振興を図る。

第4条 本会は、その目的達成のために次の事業を行う。

- １ 研究会
- ２ 実態調査、評価方法の研究など
- ３ 研究資料の収集など
- ４ 会誌の発行
- ５ その他会の目的に沿う諸事業

第３章 会 議

第5条 本会は次の会議を行う。

- １ 総会
- ２ 運営委員会

第6条 会議は、必要に応じ会長がこれを招集し、次のことを審議する。

- １ 総会
 - ① 役員の報告
 - ② 事業報告
 - ③ 本会運営に関する件
- ２ 運営委員会
 - ① 役員の選出
 - ② 予算、決算に関する件
 - ③ 事業計画に関する件
 - ④ 会則変更その他重要な会務

第４章 役 員

第7条 本会は次の役員及び研究委員を置く。

- ① 会長 １
- ② 副会長 若干名
- ③ 監査 ２
- ④ 事務局長 １
- ⑤ 事務局役員 若干名
- ⑥ 顧問、アドバイザー 若干名（必要に応じて）

第8条 本会の役員選出は次の規定による。

- １ 会長は別に定める選考委員会の推薦に基づき決定する。
- ２ 副会長、監査、事務局長、事務局役員、顧問は会長が委嘱する。

第9条 役員の任期は１年とし、再任を妨げない。

第５章 経理その他

第10条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。会費は年額 1000 円とする。

ただし、当該年度の活動状況を鑑み、会費を徴収しないこともある。

第11条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第12条 本会則は、平成 30 年 6 月 1 日より施行する。

令和5年6月13日 一部改正

令和6年6月18日 一部改正